

議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名
一 岸本利彦	二 岸本利彦	三 岸本利彦	四 岸本利彦
五 岸本利彦	六 岸本利彦	七 岸本利彦	八 岸本利彦
九 岸本利彦	十 岸本利彦	十一 岸本利彦	十二 岸本利彦

第六回 宜野湾村議會議事録

一日時 一九五八年十月三十日 自午前十時十七分 至午後三時五十分

一場所 宜野湾村議會議事室

一會期 三日間(廿一日)

一提出案件

議席第十九号 並査委員の選任同意の件

議席第二十号 助役選任同意の件

マ一 議席第三十号 一九五九年度宜野湾村歳入歳出

追加更正予算案

議席第三十号 軍消防隊と消防応援協定

締結の件

一日程

日程第一 議席第一九号

日程第二 議席第二十号

日程第三 議席第三十号

日程第四 議席第三十号

一出席議員 二十名

議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名
一 岸本利彦	二 岸本利彦	三 岸本利彦	四 岸本利彦
五 岸本利彦	六 岸本利彦	七 岸本利彦	八 岸本利彦
九 岸本利彦	十 岸本利彦	十一 岸本利彦	十二 岸本利彦

十番	仲本 公座	五番	山本 朝徳	七番	安次 富盛信
十一	花城 清善	六番	天久 盛雄	八番	宮里 敏行
十二	中里 幸助	七番	富山 伸太郎	九番	三番 桃原 公貞
十三	松本 利宣	八番	稻嶺 盛三		

一、欠席のし

一、議事の要旨

議長 出席議員二十名、欠席のしして市町村自治法

第五十三条により議会は成立致しました

よつて第六回宜野湾村議会臨時會をこねり

開会致しませう

(午前十時十七分)

直に會議を閉じます

議長 日程の報告をなす (別紙)

議長 本冊臨時議會の議事録署名多人の送任方法を

伝説り致しませう

六番 議長指名で願ひませう

議長 只今六番議員より議長指名で送任願ひたいと

の意見がなりました、伝説り致しませう

田舎議員のしと申がせう

議長 伝説り致しませう、おありませう、私のり

のり 指名致しませう

議事録

二番 岸本利実

十八番 杉原盛三

議長

本席時分の會期をお計り致します。

一審

會期はついでに規定を説明願いたい。

議長

書記をして、會議規則を朗読せしむ。

十二番

おまじり長明を要するものでないか、一日にしたい。

三番

今日議令を招集され、議案も只今取布をまじり

たつて審議の果がどう云ふとどうかと思つた。

今日は出来るだけ通知の際同時に配布願いたい。

尚會期については規則通り三日としたい。

議長

唯今十三番議員より一日、三番議員より三日の

両説があり、如何と治る。

二番

予算その他重要な議案等であり一日で審議

すると云ふものは無理な話である。三番議員

の給息身の通り、三日と決定した。

議長

會期三日と決定して良いのでせうか。

(多数賛成と唱う)

議長

給息の議なりようであり、本席時分の

會期を三日と決定致します。

議長

日程第一、議案第一九号、監査委員の選任同意

に付、附議致します。

十三番

本系にソツテは私の個人に因する事でもあり
ますのソ又本人がおつては議事審議の都合
ありませうかと御返場したい

議長

格本人の意を以ておれば結効だと思ひませう
提議者の説明を求めませう

村長

今までのソが任期方アに於て今般選任
にソツテ皆様方の同意を得たと思ひ在りませ
う提議者致しませうが提議した二人を私が選任
した理由は議事の中に財政委員会の委員を
ごあり特に皆に対してその内分を知らませ
う必要があり、職責上かくも知つて戴く必要
が有りますのソ、財政委員の委員長であられ
る伴里幸助君を選任したと思ひませう
まづ、ソ河川君はその手帳ととも今ソトラ
ソク會社の會計をしてあり充分その
實力は認められたいと思ひませう

議長

次に宮城邦彦君は前選任委員でもなされ
るし、経験者であるのソ、皆識経験者とな
るに選任したソと存じませうのソ、よろしとは審
議の上御同意下さいませうのソ、御預め御
儀

議長

質疑に移りませう

一五番

関係法規にソツテ御説明願ひたい

議	<p>事柄を以て其仔細を朗讀せしめしむる</p>
ニ	<p>行政法の日本の沿革の方々の序説に基きしむる</p>
番	<p>公平であることと其力説されて了るが</p>
村	<p>村長の先程の説明の中に事務経験がなつて</p>
十三番	<p>事務にも明るいと云ふこととしたが、公平だと</p>
村	<p>言ふ事と、事務にも明るいと云ふ事と、どつ</p>
長	<p>が優先すると思われらるが、</p>
十三番	<p>どつたも大のたと思ひます、</p>
村	<p>並に委員が重要な職務であり、税金が</p>
長	<p>公平に評されて了るが、</p>
十三番	<p>公平に評されて了るが、</p>
村	<p>執行されて了るが、</p>
長	<p>等々の職務の重要性に於ては私が申す</p>
十三番	<p>まづそののりません</p>
村	<p>以上り、</p>
長	<p>来ると思われらる</p>
議	<p>先づ公平の目には、</p>
十三番	<p>オニに信念の人でなければならぬ</p>
村	<p>オニに、三役と親子、近親、師弟の關係が</p>
長	<p>あつては、</p>
十三番	<p>オニに、反対の人か、</p>
村	<p>まつて、左方される必要はなく、公平に行つて</p>

一七番
 前議の員に計らて置くことも必要だったと
 思われる。以そのと大あご中里君を並本委員
 に送任することを不適当と思われ。の
 当向の猛省をしようがすもつた。の
 唯一十三番議員か、並本委員の任務の重大
 である。但し本委員にうては同意する。そのつた
 中里君は当村議会の財政委員に任ぜられて
 本村財政の確保と、急分に運送にも当ら
 ねばならぬ。又村長の説明による通り
 會社り會計として経理事務にも経費があ
 る。公で無私の人であり、兩人を送任する
 ことに同意する。そのつた
 尚先程本委員か、の反対討論の中に
 選挙の際、村長を支持したことをあつた。と
 の事、つたが、理解が苦しかるもの、ありませぬ。

おねは、なにも心取する必要もなしと思われ。

私は村長選挙の際、伴村村長に支持致し、また

が、中里君は村長選挙の際、之を演説會で

村民多数の前で伴村村長を応援したことが

あり、村民として中里君が公平なる並本は

できないと認める。又中里君を推薦する

前議の員に計らて置くことも必要だったと

思われる。以そのと大あご中里君を並本委員

に送任することを不適当と思われ。の

当向の猛省をしようがすもつた。の

唯一十三番議員か、並本委員の任務の重大

である。但し本委員にうては同意する。そのつた

中里君は当村議会の財政委員に任ぜられて

本村財政の確保と、急分に運送にも当ら

ねばならぬ。又村長の説明による通り

會社り會計として経理事務にも経費があ

る。公で無私の人であり、兩人を送任する

ことに同意する。そのつた

尚先程本委員か、の反対討論の中に

選挙の際、村長を支持したことをあつた。と

の事、つたが、理解が苦しかるもの、ありませぬ。

い

仲村は主として出納の監査であり、又平素に
対する監査であり、牧へはどの関係が何願
で村長とは少くなく感えられた。
議員たるものも選挙の時感え方を残す
あつてはさきさき

二番

唯一七番議員より賛成意見があつたが
公平に妥当と言ふ莫かしく反対するもの
ありませう
選挙の時支持したかると云ふたけでなく
当初の議会の時或は村青年会の時の派
めぐり見て当局の支持一辺倒である

一七番

議員は当局以外にあつてはさきさき
性がなくつはななくない
仲村村長はなほ村政の派閥を解消
し得る人である大山あたりでもさつたが
さう言う意味がくも中里君以外人
送件して戴きたい

一三番

一七番より選挙当時の感情の事があつたが
私はさうではな
私は仲村村長をおしたか故に私り良心が
とがめる故に中里君が良心的に引いてもら
たいと言ふ事とさうである

選挙の時々は村民がくく疑惑をもつおそれがあるのを消す意味である。

二番

財政委員の長としての意味がくくであれば、財政委員長の送任の時がくくあかしく感じらる。松本議員がくく対外的な面がくく

岸本君はやつて載きたりといふ意見があるが、私はやつてもいいと言つた。中里君がくく

岸本君がくくかゝれば私もやつて見たいといふ意見がある。私がでは中里君がくく

はつてつとさといふと申し上げ、委員長の送任したおかげで、初めがくく計画的と

なうことになつて、巡府解消どころの話しでなくなると思われる。

三番

人あつて見方は違つたが、村長は財政委員長のあつた道任と言ふが、財政委員長のあつたおかげで、きつたといふ

一般がくく疑惑を持たれたいやうな方法は、本委員に付してはもう一度再考の上、結果願いたい。

五番

選挙委員は、大であることは、皆同感である。三十名の議員が皆同じ意見であるが、

全員が見守つてあることに大丈夫と思つた。

本字に林成するものなる

十三番 見守ると言ふことは大要まつかじいことである

新議會議員として、その云うことは許すまじき

ことだ

六番 本人の程度が良に於て、兩人は欠真が

あると言ふことである

十三番 その言ふことは、職務の性格上疑惑が

おこるべし

二番 本案は會期も三日であるし、経議審議に

附して載せたと言ふ、勅議を提出せしめ

（林成）と唱ふものあり

議中 惟令ニ番議員が、経議審議に附したい

旨の勅議が提出され、勅議は成之がしめてあり

ます、そのより取計つておろしうごころま

り

要議のし」と唱ふものあり

では、佐田議員が、いふべし、おろしうごころま

り

日程中、議事才、五早、議事委員、選任の

同意、方、は、経議審議に附すことに、認し

ます

議中、日程中、議事才、五早、助役、選任、同意、は、

を附議せしめます

義長	提案者の提案理由の説明を求めます
村長	町村における助役は村長の助け役であり私と一纏になつて働いて戴く方がなければならぬ。特に私が最道任と云う言葉を使用したのも吳屋君が過去八年さう長い経験と命まづの行政運営の面から是非就任して貰いたく私としてこれ以上の道任者が見当たらないので長と言ふ字を入らせて戴きました。又村長、助役も新米の場合は村民にめいわくになると言ふ事も感へ是非同意して戴きたく提案を致しました。
義長	質と疑は入りませぬ
三番	提案のされた方以外にも道任者として接洽した事があるかどうか
村長	ない
八番	最も道任者との傍説明も取りましたし今まづの経験から村全般を通じた最道任者と認めて本案に賛成するものがある。唯今は質と疑は入りませぬ
二番	何んほどエビ期も事柄にもなれてはいるが
村長	村長の立場から女房役として話し合つて行く事が出まうか

村長

村政その他全般に亘り最も先に話し合う相手
すなわち相談役のつもりである。

十二番

前村長さんと共に村々ために至盡力なされた事
はわかりませんが、村長と助役は一体となさるべき
であらうかと。過去におりて時に一体でない
と言ふ風な事が言われていたが、今後の向類

もあるし、他に交渉の事実はないかと。どうか

村長

今も互に話し合っており、今後とも出まると
思ふ。

議事

質疑を打ち切り討論に移りたりと思ふが他に

質疑はありませぬか。

三番

質疑はなし、討論に移りませぬか。

九番

助役は村長の補助者であり、村長が認められ
てゐる以上替成である。

六番

會期中の進捗審議に附したい。

八番

私は全面的に賛成である。進捗審議の必要
はない。

十二番

任期も満了のことなし、進捗審議に附してもら
いたい。

二番

今までの討論の中で六番、十二番さんは會期中
研究したいとの言葉を述べられてゐるが、理由は會期中

村
だけてあり、理由にとはいふと思つて、もつと具作
的なる理由を求めてもらつた。

六番
まだ任期中でもあり、議事を徹田してもらつた。

二番
昨今六番の意見は徹田だと申されてゐるが、
前議事の場合には今日で決定したいと言つて
おとれるが、理由なくして徹田、又は着議ホア
にはゐるのは、と異意が分りがわる。村長も
認めてあるし、徹田、着議ホアの理由らしい
理由もないので、今日で承認することには
賛成するものである。

議中
一時休憩を宣す
（午後零時三十分）
再会を宣す
（午後一時三十分）

一五番
本条は先づ村長が、自分の女房役
として道任者だとされたし、又本員も道任者
と認めますので、任期も明日までであり、
八番員も同じ議決をとり、新しい助役を全
出して行きたい。

一三番
別に道任者もかく、又別に話し合つた事も
なく、人望がくく見ても賛成するものがある
村長助役は夫婦同然であり、村長が認める
方が、我々は喜んで之に同意を興えたい。

方々
方々も、我々は喜んで之に同意を興えたい。

<p>六番 オ一日程の卒と同意であり、同じ人平肉厚の溝卒であるから、経歴を番議に附すべきである。</p>	<p>十三番 オ一日程卒の場合、理由は異なるが、本卒の場合には嫁さんをごさぐさすることからしても、すべきは嫁さんをごさぐさすることであり、村長の意見をくみみたい。</p>	<p>一八番 オ一日程卒と判運されるのは心外である。日程オ二の本卒にしては、原卒通りも卒を上げて替成するものである。</p>	<p>二七番 本卒に替成 反対者もたいがう、全令一筋で同意を興えたい。</p>	<p>六番 此の卒にソッては同意できませぬ。此の卒オ一日程卒を認めれば、替成であるとか言ふ事は、議俞のやりとりである。我々議員として、口収もソッしおべきことである。</p> <p>二の卒は、おけりきによつて、議俞が運送されてくる。ソッては、二日後、徹底的に村民に批判させて</p>
--	---	--	---	--

議 長	行きたらと思つて
議 長	だいたく討論もつきたらちうて討論を打切り
議 長	たりと思つたが如何と答へる。
議 長	「要議のし」と呼ぶもつた。
議 長	「要議のし」と呼ぶもつた。
議 長	討論を打切り、表決に移ります。
議 長	原案通り承認決定することに付要議のし
議 長	しませんか。
議 長	「要議のし」と呼ぶもつた。
議 長	付要議のしものと認め、口程オニ議案オニ早
議 長	助役送任同意にしよう。原案通り承認
議 長	決案のしします。
議 長	口程オニ一九五九年度立野澤村成人歳出追加
議 長	更正予算案を附議のしします。
議 長	「
議 長	提議者の理由を求めます。
議 長	行きながら上提議の理由を私の方から説明
議 長	申し上げます。
議 長	今般の追加更正の案の理由は
議 長	一通貨切り換の周回上、円率と決算
議 長	上の支障を解除するため
議 長	之の府の機構改定により、農生改善を
議 長	の平当補助額の変更

<p>3. 遺族会(村)より補助金陳情に対する 処置</p>	<p>処置</p>	<p>4. 村体協会の補助金陳情に対する 処置</p>	<p>5. 有志専任の排水工事の件で追加 本件は五八年度予算に計上してあったが 本年八月までに竣工しなかつたので 早 過年度支出として追加</p>	<p>6. 歳入に上りては繰越金が主であつて 財源については確實である。</p>	<p>以上要旨のみ略説明申し上げ 皆様の信算疑 に尽したことをおぼしめます。</p>	<p>各員始りての予算は審議であり又各員 の要望もさうだと思ひますので 継続審議に 附したことの動議を提出致します。</p>	<p>尚当初予算における補助金全般に 次に申し上げる点をお命の上次の用令 まづに資料を算つりて提出して戴きたい 人各種団体に補助金を交付してあるが 交付に 当り何時どうなるふう に申請をなさ てあるかどうか を調査したい</p>	<p>2. 田作の性格</p>	<p>3. 田作の便内がどうなるかの こと</p>
------------------------------------	-----------	---------------------------------	---	--	--	--	--	-----------------	-------------------------------

二番

又現在各校で青年会に予算がたいが二五〇〇
面がのり済情はなかつたが、今何何とか
方法はないか

議中

以上の上を文書で示して載きたい
只今二番議文、経済審議に附したいとの勸議
が提出され、勸議は成之致してありまうが
左様取り計つてよろしうござりまするか
異議なしと呼ぶも多かり

議長

停更議がないから、つてありますので、経済審議
に附すことに致します

議長

日程中の議事第 三十二年、厚消防隊と消防応援
協定締結にソツを附議致します

議長

提案書の説明を求めます
本会には厚の方より、消防政府警察庁を通じて
て協定案が送られたものでありますので、
今までの過去における火急の隊には直接
軍への応援を求め、又援助を度けた際も
協定の必要を要求され、特に最近の水不足
の状況下では、そのことを感じられざる
ありません。協定内容にソツは消防団員
者が検討を致しましたので、別紙支障はな
いものと感ぜられたので、提案書に示してあります

八番	本軍に因連して損害等の経費が保償されて ソコがもし民が軍に尤接した場合は不可能が そう云ふ事態が有り得るとは感えられぬが もしやたらと村の消防係倒れて処理出来る
十三番	本軍は私も軍の消防関係に移りてソコが 軍の場合を申し上げますと之より軍関係の 場合も本軍の内念と同じである
議長	他に留意見はございませぬか 討論に移ります
十三番	本軍は早急実現すべき案件だと感え られるので原案に賛成し同意をさせていただきます
議長	要議力しと唱ふものあり
議長	付異議をなすようになりましても議案は オニ二年軍消防隊との消防応援協定 締結に於いて同意することを可決決定致します
議長	本日の日程は全部終了いたしましたので 次回の本会議開催の日時を倍計り致します
議長	次の日時は土月一日(土曜)午前十時より再開 致します
議長	これにて全日程終了いたしましたので散会します (午後三時五十分)